



服部 正樹 議員



Q・寡婦（夫）控除のみなし適用を A・法改正に合わせて対応する

Q 当町における非婚の母子・父子家庭の現状は。

A 生活福祉部長
国、県、町の各種手当の支給状況から、支給対象者は、母子・父子家庭合計171件のうち、非婚者は10件。寡婦（夫）控除のみなし適用の該当者はいない。

Q 当町の非婚の母子・父子家庭の保育料算定や公共住宅利用等の現状は。

A 生活福祉部長
対象児童の保護者、祖父母等を含む世帯全員が市町村民税所得割額を基にした各階層区分で算定する。

A 産業建設部長
「公営住宅法施行令」に定められた、所得税法を参考に控除が設けられている。特別な理由があれば「町営住宅家賃減免事務取扱要

綱」により、家賃を減額する。

Q 当町の「寡婦（夫）控除のみなし適用」導入に対する考えは。

A 産業建設部長
「公営住宅法施行令」

Q 地方創生を、どのように受け止めているか。

A 総務部長
人口減少、超高齢化社会を見据えた戦略を策定することが重要と受けとめている。

Q 現在の人口の現状分析、将来展望は。

A 総務部長
2020年まで増加し、それ以降減少に転じる見込み。少

の改正により、平成29年4月から、家賃計算に寡婦（夫）控除を適用する。

A 生活福祉部長
当町では、独自の福祉施策を手厚く実施している。しかし、公営住宅法施行令の一部改

正を受け、福祉施策にも拡大されることが考えられる。

Q 近隣市町との連携や調整などの考えは。

A 総務部長
総合戦略は、自治体が地域特性を活かし、日本全体の活力を維持しようとするもの。他市町と連携・調整が必要となる可能性もある

A 総務部長
専門分野から意見を聞き、国の示す4つの基本目標に沿って、平成28年度から本プランの実行に移る。

Q・「まち・ひと・しごと創生」について聞く A・雇用、子育て、人口減少など総力をあげて取り組むテーマである